

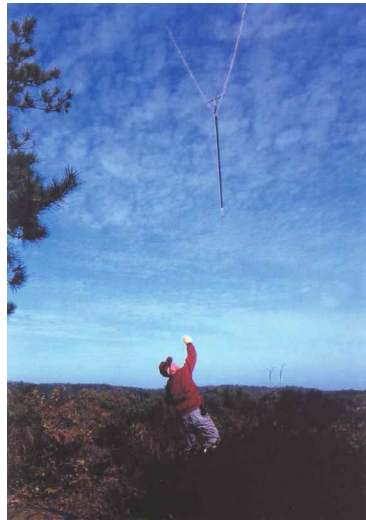


狩 猟

「坂網猟」による伝統的なカモ猟

～片野鴨池～

片野鴨池では、江戸時代から「坂網」と呼ばれる特殊な投げ網によるカモ猟「坂網猟」が行われています。鴨池に生息するカモは、昼間は鴨池で休息し、夜になると周辺の水田に採餌に飛び立ちます。坂網猟では、このカモの習性を利用して、日没時に池の周辺の丘で待ち伏せし、丘を飛び越えて行くカモに向かって、大きな三角形の網を投げ上げて捕獲する伝統的な狩猟です。カモを一度に獲り尽くさず、必要な分だけ捕獲するしくみで、石川県の有形民俗文化財にも指定されています。地元の捕鴨組合では、猟期や猟区、捕獲数を決めているほか、鴨池の環境保全にも取り組んでいます。



知恵と技

命のゆりかご、ヨシの保全と活用

～琵琶湖～

日本最大の湖である琵琶湖の湖岸は、かつて広大なヨシ原が広がっていましたが、干拓や開発により、その多くが消失しました。ヨシ群落は、水鳥や魚の生息場所であり、湖岸の浸食を防止するほか、湖辺の水質保全など、さまざまな機能を持っています。滋賀県では、ヨシ群落の果たす役割を見直し、1992年にヨシ群落の保全に関する条例を制定しました。この条例に基づき、ヨシの植栽や刈り取り、清掃などが県民や企業とともに行われています。刈り取られたヨシは、腐葉土やヨシ紙への加工に加えて、「びわ湖ヨシ松明まつり」などのイベントや環境学習で活用されています。



憩 い

春を告げる野焼きが維持する湿原景観

～くじゅう坊ガツル・タデ原湿原～

九重火山群に囲まれたくじゅう坊ガツル・タデ原湿原には、特有の植物群落や希少植物が見られ、火山と草原が織りなす景観を求めて多くの観光客が訪れます。ミヤマキリシマが咲く初夏や、夏山シーズン、紅葉の秋にはとくににぎわいます。その美しい情景を織り込んだ「坊がつる賛歌」は、地元で歌い継がれています。

この湿原の景観は、地元の人々やボランティア、企業などの協力により毎春行われる野焼きによって維持されています。遷移が進むことを防ぐために、火を入れて枯れ草などを焼きます。野焼きは重労働ですが、焼いた後には新しい草が芽吹き、夏には鮮やかな緑の湿原になります。



地域の人々により受け継がれる「目玉蟹の歌」

～名蔵アンパル～

名蔵アンパルには、「アンパル ヌ ミダガーマ ユンタ(アンパルの目玉蟹の歌)」というカニを題材にした古い歌があります。名蔵アンパルに生息する12種類のカニの姿や生態が克明に詠み込まれており、それぞれのカニの形態と動きの特徴が見事に擬人化されています。地域の人々にとって、湿地とそこに生息する生きものが身近な存在であったことを文化として伝えている例と言えます。近年、踊りを新たに創作して歌を復活させ、子どもたちが踊るようになりました。地域での新たな共有財産となることが期待されています。



保全・再生



湿地の再生

健全な湿地を再生する取り組みはワイズユースを進めるうえでも重要です。

宮城県の伊豆沼・内沼では、「かえってこい、ひと・みず・いきもの」を合言葉に、1980年以前に見られた良好な水環境や水生植物群落、在来生物の復元を目指して、繁茂したハスの刈払い、外来魚の防除、在来の水生植物の再導入といった自然再生事業が行われています。近年は、沼の水循環を把握し、流れを阻害しているハスを優先的に刈り払うことで、富栄養化した水の交換と沼全体への酸素の供給を促す取り組みが行われています。

中海では、「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海」を合言葉にした自然再生事業により、かつて広大な面積を占めていたアマモ場の再生や、干拓事業で残された浚渫窪地の環境改善事業などが行われています。また、循環型社会の構築を目指して、オゴノリなどの海藻を回収して肥料として有効に利用する活動も行われ、最近では中海の主要な漁獲物であったサルボウガイ(赤貝)の復活に向けた取り組みも行われています。



しくみづくり (CEPA)



人材育成

藤前干潟では、地元のNPOが、自然観察会等のイベントの企画、現地学習の講師・補助を行うボランティア、通称「ガタレンジャー」の養成講座を開いています。

中海の米子水鳥公園には、四季を通じて生きもの観察をして楽しく自然を学ぶ、小学生対象の「米子水鳥公園子どもラムサールクラブ」があります。また、水鳥公園を自主的に手伝う「ジュニア・レンジャークラブ」で、中高生が活動しています。レンジャークラブは、毎月、水質を測ったり、公園の展示物を作ったりするなど、自分達の発案をもとに活動しています。さらに、中高生がラムサールクラブの小学生をサポートする体制もできてきています。

このような養成プログラムで経験を積んだ修了生たちは、湿地を訪れる人々に、その魅力を伝えるという重要な役割を担っています。中には、保全やワイズユースの活動を行う団体を自ら立ち上げる人も出てきており、活躍の幅が広がっています。



計画づくり

地域全体で、湿地を賢く使うためには、計画づくりが大切です。

佐潟のある新潟市は、2000年に「佐潟周辺自然環境保全計画」を作りました。2006年と2015年には、条約のガイドラインも参考にしながら進捗状況を評価し、計画内容を改定しました。計画では、保全、ワイズユース、CEPAのそれぞれについて基本的な方針、目標、具体的取組とその実施主体を規定しています。ワイズユースについては、佐潟の産物の有効活用の推進や、ガイドを活用した地域観光の活性化、環境に負荷を与えない利用方法の啓発、地域での一斉清掃の取組「潟普請」の継続、地域住民や様々な主体と連携した地域づくりの推進などが掲げられています。

茨城町では、2015年に潟沼がラムサール条約に登録されたことを受け、条約の名称を含んだ全国初の条例「茨城町ラムサール条約登録湿地潟沼に関する条例」を策定しました。この条例では、潟沼の優れた環境や動植物、食文化等を将来の世代へ確実に引き継ぐことを目的として、潟沼の保全・再生、ワイズユース、交流・学習などについて規定しています。



ネットワーク形成

日本には、世界で唯一の「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」(1989年発足)があります。毎年の主管者会議と3年に1度の市町村長会議が交互に開かれています。また、これらの会議と併せて、2011年から、ワイズユースや地域の活性化の促進につながる個別のテーマを設けた学習・交流会も開かれています。こうした取り組みによって、自治体間の連携強化が図られています。

13カ所の条約湿地がある北海道には、関係の施設・団体の職員で構成される「北海道ラムサールネットワーク」があります。ネットワークでは、道内の小中学生から、湿地にちなんだ読み札と絵札を公募して、「北海道しめっちカルタ」を作り、カルタの「原画展」をそれぞれの施設で開催するなど、ユニークな取り組みを行っています。



北海道しめっちカルタ

有明海沿岸の干潟をもつ荒尾市(荒尾干潟)、佐賀市(東よか干潟)、鹿島市(肥前鹿島干潟)では、3市間の情報交換や交流を促進するための取り組みとして、持ち回りで市民だよりの発行・配布などを行っています。